

予対通報 第9号

●発行日：平成27年3月31日

●発行者：島根県保育協議会 予算対策委員会

予算対策活動と新制度の行方

予算対策委員長 平野 光徳
(浜田 美川保育園園長)

園庭には白木蓮の花が樹木一杯に大きく白いきれいな花を咲かせ、その下で子ども達は元気な声を響かせ楽しそうに遊んでいます。いつもの変わらない園の光景ですが何気ない子ども達の明るい笑顔は私たちの何よりの励みです。今年度も卒入園の時節となりました。保協の役員として予対委員会で二期四年間が過ぎました。これを以って任期満了です。

社会構造が変化する中、平成24年8月「社会保障と税の一体改革」として、すべての子どもと子育て家庭を支援する社会づくりの実現を第一義に「子ども子育て支援関連3法」が当時の民主・自民・公明の3党合意のもと成立しました。その構想と内容は周知の通りであり政変の動向と共にその大枠の内容が右往左往して私たちは困惑の連続でした。国は現在、質の高い教育、保育実現を目的として幼保一体化を根底に見据えた制度改革を進め、子ども子育て会議や基準検討部会等々で様々な立場の委員が検討議論を重ね、同時に県や市町村においては次世代育成支援事業計画策定の会議等で検討が行われました。出席した市の検討会議では限られた回数の中、大半は国の方針に沿った行政主導の計画の策定になりました。

また、新制度ではこれまで耳慣れない「公定価格」「1号、2号、3号認定」「標準時間認定・短時間認定」「認可定員・利用定員」等々…言語とその内容が次々と示現されていますが、今なおその基準や区分など不明瞭な点が多く惑いを覚える現状です。段階的にと言いつつも愈々4月1日から「子ども子育て支援新制度」が施行され出発する重要な節目です。子育ては地域未来の鍵です。この制度の把握と行方には一層注視が必要です。

さて、今年度の県保育三団体の県等への陳情では、この新制度下の認定こども園の認定に当たっての対応

や特に保育現場で働く保育士等の処遇改善、保育の質の向上、人材確保等を図るための国への予算措置等の強化を要望してまいりました。国は新制度の重点施策のひとつに「量の拡充」と「質の改善」を柱としています。消費増税が先送りになり質の改善についての財源確保に不安と危惧がありました。1月14日の平成27年度予算案の閣議決定で子どものための教育、保育給付として5億7千万円余の予算計上がなされました。このことはこれまで要望し続けた職員処遇改善の第一歩であり職員の定着や確保等の大きな成果につながるものだと考えます。今後とも更なる恒久財源の確保を切に願いたいものです。

他方国の急務である待機児童の解消として保育の量の拡充が求められています。県内においても量の拡充に伴う人材確保は未だに大きな問題です。昨年末に県内3つの保育士等養成校を訪問して意見交換を行いました。県下の養成校は東部に集中しており西部東部の保育士確保の格差や県外への進学による資格取得者の人材確保対策には課題も多く行政等の支援や連携の必要性を感じました。

地方創生がクローズアップされる一方中山間地区などより少子化が進み、保育所や子ども達を取りまく環境は厳しくなっています。今後とも大切な子ども達の最善の利益を見極め、守る活動は益々重要です。



社会福祉法人への法人税課税の回避について

予算対策副委員長 西 郁郎
(出雲 伊波野保育園園長)

島根県保育三団体では毎年の国と県に対して行っている陳情活動のほか今年度は10月8日には県選出の4名の国会議員様に社会福祉法人に対する法人税課税回避のお願いの要望活動を行いました。近年、社会福祉法人の中に多すぎる内部留保や経営の透明性に疑問を持たれている法人や施設があるために世間から厳しい目が向けられています。

社会福祉法第24条の経営の原則には次のように謳われています。

「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

と定められています。11月に秋田県で開催された第58回全国保育研究大会においても社会福祉法人のあり方に対する話が多くありました。いま、規制緩和によって社会福祉法人以外を経営母体とする保育所が増えている中においてこれまで社会福祉法人立保育所は優遇されてきました。法人税課税回避に向けた活動とともに社会福祉法人に求められている地域貢献に取り組まなければならない時代になりました。社会福祉法第4条の地域福祉の推進には「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」を実現し、地域に認められ必要とされる施設でありたいものです。

要望趣旨

少子化を克服するためには、地域における保育・子育て支援の環境の充実・強化が極めて重要であり、その中心的役割を担う社会福祉法人への法人課税については、与党として回避していただきますよう、お願いいたします。

要望理由

経営主体間のイコールフットングの観点から、規制改革会議において社会貢献の義務化が提言されるなど、社会福祉法人制度の在り方そのものにかかわる指摘がなされています。

一方、政府税制調査会では、法人税改革の議論において、法人課税ベースの拡大として、公益法人等の範囲や収益事業の範囲に関する見直しの検討がなされています。その中で、社会福祉分野に対して、多様な主体の参入が認められている高齢者介護事業や保育事業について、「経営形態での公平性の確保」の観点から、社会福祉法人が実施する場合の当該事業への課税化が検討されているところです。

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、公共の精神の下に我が国の社会福祉の基盤を形成し、その利益は出資者に分配したり、福祉事業以外に充当してはならないとされています。さらに、法人設立時の寄付者の持ち分は認められず、法人の解散時には残余財産は最終的には国庫に帰属するなど、強い制約の下に国民に安定的な福祉を提供する仕組みとされており、

ことに民間立保育所は、公費による保育所運営費収入で成り立っているとともに、その約1割が社会福祉法人立であり、かつ、その多くが小規模な法人となっています。また、社会福祉法人の実施する保育事業から生じた収益は、地域の子育て支援等の少子化対策に直接的に活用することが国民にとって有益です。

その観点から言えば、社会福祉法人に対する法人課税は到底容認出来るものではなく、ましてや、法人税率の引き下げのために、子どもの健やかな育ちの環境を犠牲にするようなことは看過できません。

陳情・要望活動について

予算対策委員 朋澤 智弘
(かのあし 双葉保育所所長)

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、様々な情報が錯綜し、消費税増税の情勢が不確定であり状況が刻々と変動していく中で、島根県保育協議会では中山会長、森山副会長を中心に、他の保育団体と協働し、厚生労働省や関係機関との連絡、情報収集に努め、情報分析・対応をその都度協議してまいりました。

それを請けて、予算対策委員会では、平野委員長、西副委員長を中心に陳情・要望事項を協議し、7月11日の保育三団体代表者会議（県保協・日保協・私保連）において取りまとめ、8月21日の県青少年家庭課との意見交換会を経て、10月8日、県知事・県健康福祉部長・県議会議長への陳情行動を行いました。要望趣旨は、「新制度施行に向けて、既存の保育の意見を十分踏まえた対応」「本県の保育現場での人材確保が困難な状況を鑑み、保育の質の向上や人材確保を図るための予算措置等の強化」「それぞれの地域特性を踏まえた保育施策のより一層の充実」を強く要望しました。

また同日、県選出国会議員4氏に「社会福祉法人への法人課税の回避」の要望書を提出いたしました（前記）。

従来陳情活動の積み重ねの中で、保育士等の処遇改善等、効果が上がってきているものもあります。引き続き予対活動の充実を図るべく、皆様のご意見で協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

要望趣旨

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は、社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題となっています。

このような中、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されようとしていますが、特に、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の認定に当たっては、既存の保育所等の意見を十分踏まえた対応が望まれます。

現在、本県の保育現場では、労働条件の厳しさや給与水準の低さから人材確保が困難な状況が続いており、保育の質の向上や人材確保を図るためにも、これらの課題解決に向けた予算措置等の強化が必要です。

つきましては、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」の推進を図るため、それぞれの地域特性を踏まえた保育施策の充実をより一層図っていただきますよう、併せて国に対しての働きかけもお願いします。

国に対する要望

- 1. 民間保育所運営費について**
保育の質の向上を図り、保育の地域格差を生じないためにも、民間保育所運営費である国庫負担の一般財源化、またその方向性について強く反対します。
- 2. 保育の質の向上並びに人材確保について**
新制度のもとにおいても、現行の最低基準による制度を堅持しつつ、更に保育の質の向上につながるよう職員の配置基準並びに処遇改善を要望します。
 - (1) 全保育所に、主任保育士並びに事務職員の専任配置をお願いします。
 - (2) 保育の質の向上の財源確保をするとともに、職員処遇改善のための費用を運営費に積算し、これを恒久的に支弁してください。
 - (3) 保育所での食育活動や乳幼児のアレルギーに関して、きめ細かく対応していくために、管理栄養士の配置をお願いします。
- 3. 子育て支援員(仮称)について**
 - (1) 保育の人材確保を図るための「子育て支援員(仮称)」の創設については、保育の質の担保の観点から反対します。

県に対する要望

- 1. 子ども・子育て支援新制度について**
幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の認定にあたっては、既存の保育所等の状況を把握し、慎重な対応をお願いします。
- 2. 小規模保育所への補助金について**
人口減少地域における保育所制度の充実を図るために、定員割れの小規模保育所に一層の補助金をお願いします。